

土地改良長期計画の変遷

- 土地改良長期計画は、昭和40年以降、その時々¹の社会経済情勢の変化に応じて、これまで9回策定。
- 平成15年以降の長期計画については、事業量重視から成果重視に転換するとともに、時代の変化に即応した計画となるよう、計画期間を10年から5年に短縮。

	S20～	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R6	R7
社会 経済 情勢	戦後復興 基本法農政 米の生産調整の始まり 貿易自由化・生活大国 旧基本法農政 改正基本法農政														
	敗戦からの復興 ・高度経済成長 (S29～S48頃) ・農業基本法の制定 (S36) ・土地改良法の制定 (S24) ・土地改良法の改正 (S39) (土地改良長期計画の制度化) ・コメ余剰が顕在化 ・農村における都市化・混住化 ・農地法の改正 (S45) (農地の流動化の促進) ・新政策の公表 (H4) ・土地改良法の改正 (H3) ・食料・農業・農村基本法の制定 (H11) ・食料・農業・農村 基本計画(H12)														
	・東日本大震災 (H23) ・熊本地震 (H28) ・国土強靱化基本計画 (H26) ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H26) ・農林水産業・地域の活力創造プラン (策定:H25 改訂:H26,H28,H29,H30,R1) ・土地改良法の改正 (H23,H25) ・食料・農業・農村基本計画(H17) ・食料・農業・農村基本計画(H22) ・食料・農業・農村基本計画(H27) ・食料・農業・農村基本計画(R2) ・食料・農業・農村基本計画(R7)														
土地改良長期計画	失業対策 食料増産 農業生産性の向上 水田における畑作導入 農村の生活環境整備 構造政策の推進 農村の定住条件の整備 食料供給力、ストックマネジメント 防災・減災力、農村協働力の強化														
	S40～ 第1次計画 ・ほ場整備の重点的推進 ・基幹的な用排水の条件整備を推進														
	S48～ 第2次計画 ・水田の汎用化 ・生活環境整備まで対象範囲を拡大 ・農業用水の汚濁防止														
	S58～ 第3次計画 ・中核農家への土地利用集積 ・生活環境整備の強化														
	H5～ 第4次計画 ・大区画化や担い手育成型のほ場整備への重点化 ・快適で美しい田園空間の形成														
	H15～ 長期計画 ・成果指標に視点を転換 ・計画期間を10年から5年へ														
	H20～ 長期計画 ・ストックマネジメント強化 ・地域共同活動による保全管理														
	H24～ 長期計画 ・食料生産の体質強化 ・震災復興、防災 ・減災力の強化 ・農村コミュニティの再生														
	H28～ 長期計画 ・豊かで競争力ある農業 ・美しく活力ある農村 ・強くてしなやかな農業・農村														
	R3～ 長期計画 ・生産基盤の強化による農業の成長産業化 ・多様な人が住み続けられる農村の振興 ・農業・農村の強靱化														
	新たな長期計画の策定														